

射水市監査委員告示第 1 号

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和8年1月19日に実施した財政援助団体等監査（射水平野土地改良区）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月21日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 長 谷 川 清 彦

射水市監査委員 山 崎 晋 次

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 [所管課]

財政援助団体監査

射水平野土地改良区 [農林水産課]

2 監査の実施日

令和8年1月19日

3 監査の期間

令和8年1月5日～令和8年1月19日

4 監査の範囲（令和6年度）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務の執行が適正に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	射水平野土地改良区
代 表 者	理事長 夏 野 元 志
所 在 地	射水市三ヶ 624 番地

7 財政援助の状況

補助金

名 称	金 額
県単独農業農村整備事業市補助金（防災福祉対策）	27,890,000 円
維持管理適正化事業市補助金	13,057,417 円
基盤整備促進事業市補助金	34,097,000 円
県単独農業農村整備事業市補助金（用排水路整備）	3,690,000 円
県単独農業農村整備事業市補助金（農道整備）	4,410,000 円
県単独農業農村整備事業市補助金（安全施設整備）	22,020,000 円
維持管理市負担金ほか	31,465,649 円
北野用水管理負担金ほか	1,775,000 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

(1) 本市農業の持続的発展と振興のため、農業用水や農地の適切な維持保全が図られていることに敬意を表する。

今後も受益者等の要望に対応できるよう、引き続き県や市への要望活動に尽力されたい。

(2) 昨年の不祥事に関しては、個人の問題とはいえ、大変遺憾な事案であった。

今後は透明で風通しの良い職場環境となるよう、一層取り組まれたい。

(農林水産課)